



まちのお知らせ



国保だより

3 すべての人に健康と福祉を



国民健康保険税は、加入されている皆さんが安心して医療を受けられるための貴重な財源です。本年度分の仮算定の納税通知書は5月に既にご送付し、本算定の納税通知書は7月中旬にご送付を予定しておりますので、期限内納税にご協力をお願いします。

仮算定：前年度から継続して国保に加入されている世帯が、暫定的に前年度並みの保険税額を第1、2期で納税していただくことです。加入状況の変更や前年の所得状況は、ここでは算入されません。

本算定：加入状況や前年中の所得状況によって、今年度の年税額が決定され、第3期から第10期で納税していただくことです。令和6年4月以降に加入された世帯は本算定からの納税となります。仮算定のあった世帯は、年税額から仮算定額をひいて、8期で分割します。

◎令和6年度 国民健康保険税額について

令和6年4月1日から令和7年3月31日の加入状況によって、**世帯ごとに世帯主に課税**されます。

	全ての加入者		40歳～64歳の加入者
	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
均等割額（加入者1人につき）	28,500円	8,700円	13,000円
平等割額（加入世帯1世帯につき）	23,500円	7,300円	7,500円
所得割額（加入者の令和5年中の所得に対して）	基準総所得金額の6.76%	基準総所得金額の1.97%	基準総所得金額の2.41%
課税限度額（保険税の上限）	650,000円	240,000円	170,000円

※基準総所得 = 総所得金額 - 基礎控除額（43万円）

$$\text{年間の保険税} = \text{医療給付費分} + \text{後期高齢者支援金分} + \text{介護納付金分}$$

*医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分は、それぞれ、均等割額と平等割額と所得割額を加算し、課税限度額以下とします。

擬制世帯主（国保に加入されていない世帯主）は算出根拠から除きます。

◎国民健康保険税の納期限

仮算定	第1期	5月31日	第2期	7月1日	***	***
本算定	第3期	7月31日	第4期	9月2日	第5期	9月30日
	第7期	12月2日	第8期	12月25日	第9期	1月31日
					第10期	2月28日

◎国民健康保険税の減額制度

- ①低所得世帯（加入者の所得の申告が必要です。）
- ②特定世帯（後期高齢者医療制度へ移行したことにより、国保加入者が1人だけとなった世帯）
- ③65歳未満で、自己都合でなく離職された人

※①と②は、申請不要ですが、③は申請が必要です。

◎国民健康保険税の口座振替について

国民健康保険は、相互扶助の考えに基づき、加入者の皆さんの税等により運営されており、国民健康保険税は皆さんの医療費にあてられる貴重な財源となります。保険税を滞納したときは、延滞金等が発生します。また、被保険者証の有効期限や給付に制限がかかったり財産を差し押さえられることもあります。**納付漏れのないよう口座振替をぜひ利用してください。**

口座振替依頼書は国民健康保険税納税通知書に付属しています。（各金融機関と役場住民課窓口にも備付けてあります。）役場ではキャッシュカードによる登録も可能です。

～国民健康保険被保険者証の更新について～

皆さんがお持ちの国民健康保険被保険者証は、令和6年7月31日が有効期限となっています。有効期限が満了する7月31日までに、簡易書留で新しい被保険者証を郵送します。

受け取られたら…

- ①新しい被保険者証の内容をよく確認してください。
- ②今までの被保険者証は、有効期限が過ぎましたら、役場住民課にお返しいただくか、住所や氏名が見えないように細かく裁断して破棄してください。
- ③被保険者証はカードサイズになっていますので、紛失には十分注意してください。万が一、紛失や破損した際には、身分証明書を持参し、役場住民課で再交付を受けてください。

※ポストに不在票が入っていたときは、内容をよく確認のうえ、お早めに記載されている連絡先の郵便局へ連絡してください。また、不在等でお渡しできない場合の被保険者証は、郵便局での保管期間を過ぎたあと、役場に返却されます。

令和3年8月から被保険者証と70歳から74歳までの人の高齢受給者証が一体化となりました。それに伴い、70歳に到達される人は有効期限が70歳の誕生月の末日になっています。

また、期間中に75歳になられる人は後期高齢者医療の適用となり、有効期限が短くなりますので、注意してください。

注意してください

今年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります。マイナンバーカードを健康保険証として利用登録した「マイナ保険証」を健康保険証として利用してください。「マイナ保険証」を利用すると医療費が節約できます。



問合せ先 住民課 ☎ 35-5368

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度

この制度は、事前に登録した人の住民票の写し等が交付された事実を、本人に通知するものです。不正請求および不正取得による個人の権利の侵害抑止・防止を目的としています。

◎登録対象者 大野町の住民基本台帳または戸籍に記載されている人

◎登録期間 登録した日から3年間

※継続を希望する場合は、満了日の1カ月前から更新の手続きができます。

◎登録申込 マイナンバーカード（個人番号カード）

・運転免許証等の本人確認書類を持参のうえ、申込書に必要事項を記入してください。

◎通知の対象となる場合 代理人や第三者に戸籍謄本や住民票の写し等が交付されたときに通知します。ただし、弁護士・司法書士等の特定事務受任者の紛争処理、国や地方公共団体からの請求等は除きます。

※登録をされると、コンビニで住民票等をお求めいただける「コンビニ交付」の利用ができなくなります。

住民票の写し等の不正取得に係る本人告知制度

この制度は、住民票の写し等が不正に取得された場合に、本人にその事実をお知らせすることにより、不正取得による個人の権利または利益の侵害を防止し、不正取得の抑止を図ることを目的としています。

◎お知らせする場合

・住民票の写し等を取得した第三者が、不正取得者

であることが明らかになった場合

・国または県の通知により、特定事務受任者が、職務上請求用紙を使用し、不正取得を行った事実が明らかになった場合

◎お知らせの対象となる証明書 住民票の写し、戸籍の附票の写しおよび戸籍謄抄本等

問合せ先 住民課 ☎ 35-5368